

GCC における金融・経済統計 ——通貨統合の観点からみた制度的問題——

金子 寿太郎*

Monetary and Economic Statistics in the Gulf Cooperation Council Area:
An Institutional Requirement for the Monetary Union

KANEKO Jutaro

This article explores a desirable financial and monetary statistical system for the GCC (Gulf Cooperation Council) area that ensures smooth realization of the monetary union for which they have been preparing since the early stages of their community history. I will clarify the problems with the present statistical system and suggest a possible solution for improvement by comparison with the EU (European Union) which realized monetary union prior to the GCC.

A well-harmonized regional statistical system which enables reliable comparison among the same economic indicators of member states is a most important prerequisite for effectively integrated monetary policy implementation by the regional central bank to be established along with the introduction of a common currency in the GCC. Nevertheless, there is actually great diversity in the current statistical data gathering, compilation and dissemination methods across member states, arising from their different social and economic backgrounds. Although member states are trying to standardize their statistical systems by adopting international statistical guidelines set by international organizations individually, little progress has been made so far.

There should be, therefore, a strong initiative yielded by neutral regional institutions as seen in the EU where Eurostat, the statistics department of the European Commission and European Central Bank enact common statistical rules to be applied in member states. The point is that just introducing EU-type institutions would not work in the GCC area at this time, taking into account the fundamental differences between the EU and the GCC in such factors as member configuration, uniformity and readiness for unification. To devise the most suitable system for the GCC area is a pressing challenge.

I. はじめに

統計とは、定量的なデータの中から有効な情報を取り出すための手法である。一般的に良質な金融・経済統計が必要とされるのは、それが金融・経済活動の実態を表し、投資など様々な意思決定に役立つ情報を提示できるからである。政策当局にとって、統計データは、現状を正確に把握し、適切な対応策を選定する際の判断材料になるほか、政策の効果を事後的に計る指標にもなる。一方、金融・経済統計を作成・公表する機関にとって、統計の品質向上は、国内外の投資家、メディア、研究者といった公衆への正確な情報提供を通じて、市場育成や投資誘致を実現することのみならず、適切なマクロ政策運営を支援することにも繋がる。

こうした関係は、湾岸協力会議 (Gulf Cooperation Council, 略称 GCC)¹⁾ 諸国のような共通の金融・

* 金融庁国際室課長補佐

1) Gulf Cooperation Council の略称。サウジアラビア、UAE, クウェート、カタール、オマーンおよびバハレーンと

経済市場を擁する地域共同体では特に明白である。なぜなら、共同体の政策当局にとって、共通市場の健全な育成を図るための政策を運営する前提として、加盟国の金融・経済状態を同一の基準により把握できる環境が極めて重要だからである。加えて、GCCでは、経済的な連携の次の段階として²⁾、サウディアラビア、クウェート、カタールおよびバハレーンが通貨統合³⁾を予定している。通貨統合を実現する上で、良質な統計は更に2つの観点から不可欠の条件となる。第一に、共通通貨の流通圏において単一の金融政策を担う共同体レベルの中央銀行（以下、GCC中銀）は、域内経済の状態を正確かつ適時に把握できるような統計制度を必要とする。なかでも、共通通貨圏のマネースtock、物価および金利に関して、信頼できる統計データを確保することは特に重要な要件である。第二に、通貨同盟の運営上、統合参加国の経済状態をモニタリングするとともに、新たな参加予定国の経済ファンダメンタルズ（基礎的条件）の収斂状況を評価するために良質な統計データが求められる。

翻って、GCC加盟国の金融・経済統計の多くは、速報性、精度、公表頻度などの品質基準に照らして、十分な水準に達しているとはいえない。加えて、加盟国間で統計の計上範囲や作成手法が統一されていないため、同種統計間の比較可能性が確保されていない。こうした状況から、GCCでは、加盟国の統計制度を標準化する要請が高い。このことはGCC事務局（Secretariat General of the GCC）および加盟国統計機関も認識しているものの、これまでのところ、抜本的な改善策は講じられていない。GCCは、共通市場や通貨統合を目指す過程で、実質的に唯一の先行者である欧州連合（European Union, 略称EU。ユーロシステム——European System of Central Banks——⁴⁾を含む）の経験から多くのことを学んできた⁵⁾。統計制度についても、地域の宗主国であった英国との歴史的関係⁶⁾、欧州との地理的近接性などもあり、EUの先進的な統計制度を参考にしていくことが予想される⁷⁾。

GCCは、政治、経済、安全保障など多面的な協力関係の強化を目的とする地域共同体として、1981年5月に発足した。この背景には、1979年にシーア派大国イランで起きたイスラーム革命がアラビア半島に波及し、王政が打倒されるリスクの高まり、同年にアフガニスタンに侵攻したソ連の中東における脅威の明確化、といった幾つかの要因があった。この意味で、GCCは、先行して発足したEUを参考にしつつも、EUとは異なり、予期せぬ外部からの脅威に対する安全保障上の防衛網として、半ば緊急避難的に誕生したといえる。そのため当初、GCCは政治・軍事同盟とし

いうアラビア半島に位置する6か国から構成される政治・経済同盟。事務局はサウディアラビアの首都リヤードに設置。多くの国では、原油が産出されるため、国の財政収入および輸出収入に占める原油部門の比率が高い。なお、本稿では「GCC」に共同体や地域としての意味も包含させている。

- 2) 一般的に、地域経済統合の類型は、その段階に応じて、①自由貿易地域（加盟国間の関税および数量制限の撤廃）、②関税同盟（域内の貿易自由化と対外共通関税の撤廃）、③共通市場（貿易上の制限撤廃に加え、財・サービス・生産要素の自由移動の実現）、④経済同盟（共通市場を基盤とした加盟国間での租税措置、各種規制、経済政策の協調）および⑤経済統合（超国家機関による統一的な財政・金融政策の実現）の5つに分けられる。
- 3) 通貨統合には幾つかの類型があるが、GCCでは、既存の加盟国通貨や国際的な基軸通貨に一方的に統合するのではなく、EUと同様、新しい地域共通通貨を導入することを予定している。現在、EUの他に中部および西アフリカ地域ならびにカリブ海諸国において通貨統合が実現している。なお、サウディアラビアを除くGCC加盟国の間でも、1950年代前後にインド・ルビーが共通通貨として使用されていた経緯がある。
- 4) 欧州中央銀行（European Central Bank, 略称ECB）および通貨統合参加国中央銀行（National Central Bank, 略称NCB）により構成。
- 5) たとえば、GCCは通貨統合に向けた加盟国の準備状況を評価するために、ユーロシステムの収斂基準（convergence criteria）に倣った基準を採用している。
- 6) 英国は19世紀中頃にこの地域に進出し、アラビア湾の一部海岸地域（UAE, クウェート、カタール、オマーンおよびバハレーン）を漸次保護国化した。もっとも、英国が同地域を保護下に置いた主たる理由は、インドとの交易路の安全確保であったため、積極的な植民地経営は行われなかった。
- 7) GCCとユーロシステムの間の意見交換の場として、最近では、2010年6月にイタリア中央銀行本店で開催された第2回高官セミナー（Second High-level Seminar）などがある。

ての色彩が強く、経済的な連携に関しては、1983年に統一経済協定（Unified Economic Agreement）が発効したものの、暫くの間特段の進展はなかった。

しかし、その後、イランやソ連からの脅威が落ち着く一方、湾岸危機および湾岸戦争でのイラクのクウェート侵攻を阻止できなかったことなどから、安全保障同盟としての脆弱性が明らかになった。こうした中で、GCCは経済同盟としての色彩を強め、1990年代後半以降、関税同盟、市場統合および通貨統合を目指すようになった。前2者については、2003年と2008年にそれぞれ実現した⁸⁾。

通貨統合については、まず2005年末に、EUに倣って、通貨統合のための収斂基準⁹⁾が定められた（もっとも、GCCとEUの収斂基準は、両地域のファンダメンタルズの相違に基づき、表1のとおり、参照する指標や基準値が一部異なる¹⁰⁾）。また、2008年12月のGCCサミット¹¹⁾では、GCC中銀の設立を定めた「通貨同盟に関する合意書」（Monetary Union Agreement、以下、通貨同盟合意書）が調印された。通貨同盟合意書は、サウディアラビア、クウェート、カタールおよびバハレーンによる国内批准を経て、2009年12月のGCCサミットで発効が宣言された。これにより、通貨統合は「実現すべきか否か」という段階から「いつ、どのような形で実現させるか」という段階に大きく発展した。通貨同盟合意書に基づき、2010年1月にGCC中銀の前身として通貨評議会（Monetary Council、EUのEMI——European Monetary Institute——に相当¹²⁾）がリヤドに設立すると、同年3月には第一回会合が開催され、これ以降、4か国の中銀総裁で構成する理事会（Board

表1 GCCの収斂基準

参照指標	基準値
公的債務残高	名目GDPの60%以下
財政赤字	名目GDPの3%以下
インフレ率	域内平均値から2%の乖離以内
短期金利	域内下位3か国平均値から2%の乖離以内
外貨準備	輸入額の4か月分以上
為替レート	米ドルにベッグ

（出所）[Dubai International Financial Centre 2008]

（参考：EUの収斂基準）

参照指標	基準値
公的債務残高	名目GDPの60%以下
財政赤字	名目GDPの3%以下
インフレ率	域内下位3か国の平均値から1.5%の乖離以内
長期金利	域内下位3か国平均値から2%の乖離以内
為替レート	一定の変動幅を保ち、2年以上切り下げないこと

（出所）マーストリヒト条約および付属議定書

- 8) 市場統合の実態をみると、法整備の遅れなどから、人の移動はまだ完全に自由化されたといえない状況にある。
- 9) マンデル、マッキノン等により提唱・発展された最適通貨圏（Optimum Currency Area）の理論に基づき、外的ショックの影響が通貨統合（予定）国の間で対称的に表れるか否かを、経済ファンダメンタルズに関する統計データを用いて、定量的に評価するための基準。EUにおける通貨統合の準備過程で初めて実際に活用された。
- 10) なお、GCCの収斂基準は、EUのような通貨統合の参加条件ではなく、加盟国経済のファンダメンタルズの同質性を比較・評価するための参考基準に過ぎない。
- 11) 各加盟国元首が参加するGCCの首脳会議。原則として、毎年12月に2日間に亘り、加盟国間で持ち回り開催。
- 12) GCC中銀の発足とともに、GCC中銀にすべての機能を承継した上、発展的に解消される暫定機関。GCC中銀が発足時に円滑に業務を開始できるよう、GCC中銀の運営方針の決定など設立にかかる準備作業を行う。

of Directors)¹³⁾により通貨統合に向けた技術的な検討が進められている[金子 2011b: 6]。

一般的に、通貨統合のメリットとしては、為替変動リスク¹⁴⁾や通貨交換コストを回避できるようになることから、域内貿易および投資が活性化すると考えられる¹⁵⁾。また、財政赤字など経済ファンダメンタルズにかかる厳しい収斂基準を達成することにより、域外投資家の評価が向上し、ひいては対内投資の増加に繋がるという効果が見込まれる。もっとも、GCC の場合、加盟国の主たる輸出財が似通っている状況の下、域内貿易を活性化させる余地が限られていることもあり、こうした経済的な側面だけでは、通貨統合まで含めた高次元の経済統合を志向している理由として不十分である。むしろ、共通通貨圏を構成する加盟国の緊密な協働・団結を通じて、域外との通商交渉などにおけるバーゲニング・パワーを獲得・拡大する[細井 2001a: 214-215]という政治的な誘因の方がより説得的であろう。

GCC では、加盟国間の経済構造が比較的均質なため、収斂基準の達成は特段困難ではない[金子 2009a]。その一方で、域内統一的な金融政策を効果的に実施するための制度対応の遅れが懸念されている。統合された決済システム、域内をクロスボーダーで活動する銀行に対する共同体レベルでの監督体制といった金融インフラの中でも、金融・経済統計の整備は、他の課題の検討・評価に必要な定量的情報の提供基盤になることから、最も基本的な分野である。

本稿の目的は、GCC の統計制度と EU の統計制度を比較検証した上で、通貨統合を控える GCC において、EU の辿ってきた軌跡がどの程度参考となりうるのか、を分析することである。こうした分析を通じて、GCC が今後通貨統合までに克服すべき制度上の問題点の一端を明らかにできると考える。本稿の構成は次のとおりである。すなわち、まず第 II 節で、GCC における各加盟国の統計制度の特徴を検証するとともに、共同体統計 (community statistics)¹⁶⁾の作成に向けた GCC 事務局の取り組み状況を分析する。続いて、第 III 節では、先行事例として EU の共同体統計に関する制度の基本的性格を明らかにし、GCC にとってのインプリケーションを考察する。その後、第 IV 節において、EU との比較を通じて、GCC 統計の制度上の問題の所在を探る。最後に、第 V 節では、GCC における共同体統計制度の発展の方向性にかかる筆者の見解を示したい。

なお、本稿では、共通市場の運営および通貨統合に活用される金融・経済統計を主たる分析対象としており、その他の統計は原則として扱わない¹⁷⁾。また、GCC 加盟国のうち、UAE とオマーンは通貨統合計画からの離脱を決定している。もっとも、両国は域内共通市場を育成することについては引き続き同調しており¹⁸⁾、域内統計制度見直しの議論に参加していくものと考えられる。したがって、本稿では両国も分析の対象に含めている。このほか、本稿では原則として英語で公表されている統計を分析対象としている。これは、特に金融・経済統計のように、世界中の投資家、マーケットアナリスト、経済学者等も利用する統計種別については、アラビア語のみならず、英語による公表が不可欠と考えるためである。

13) 加盟国に対する勧告 (recommendation) や行動計画 (action plan) の決定などを行う。年 6 回以上開催。なお、初代議長にはサウディアラビア通貨庁 (SAMA) のジャーセル総裁が選出された。

14) GCC では、クウェートを除く全加盟国が自国通貨をドルにペッグしている (クウェートは通貨バスケットに対する固定相場制を採用)。このため、加盟国の間では、現状でも為替リスクは殆ど存在しない。

15) 一方で、GCC 加盟国の経済構造が似通っており、主たる輸出財が石油などの天然資源に偏っていることなどから、通貨統合が実現しても、域内貿易活性化の効果は限定的との見方もある。

16) 加盟国統計の単純な合計としてではなく、共同体全体を 1 つの経済単位とみなした上で、体系的に集計された統計。

17) 人口統計については、一人当たり GDP の算出など経済的用途にも供されることから本稿の分析対象に準じると捉える。

18) 2010 年 12 月 6 日付 Global Arab Network, 2009 年 5 月 21 日付 Arab News 等の報道に基づく。

II. GCC における統計制度の現状

GCC は、地域共同体の先行者である EU と同様の発展可能性を模索している。このことは、通貨統合の実現に向けて、GCC がこれまで採用してきた様々な施策からも明らかであり、域内統計制度の見直しについても同様に当てはまる。とはいえ、GCC における統計制度は現状では EU に比べかなり見劣りしている。

しかしながら、通貨統合が実現した際には、単一金融政策の運営を円滑に行う観点からも加盟国統計の比較可能性を高める必要性が増す。加えて、取引コストの低下などの恩恵を通じて、域内金融・経済活動が大幅に活性化することも予想される中で、域内外に向けた情報発信体制の強化は不可欠かつ緊急の課題となっている。更に、サウディアラビアは中東地域から唯一の G20 のメンバーになっており、今後、国際社会において同国および GCC 経済の透明性向上を求める向きは一層強まると考えられる。こうした状況において、GCC の金融・経済統計制度が適切に改善されれば、通貨統合計画を推進させることにも寄与しよう。そもそも良質な金融・経済統計制度は、通貨統合のみならず、域内の経済的な連携強化の流れ全般に対して、大いに資するものである。

地域共同体における統計制度の課題を分析する際には、加盟国レベルと共同体レベル双方の視点を持つことが重要である。本節では、世界的に広く使われている統計評価基準や作成・公表にかかる指針を参考にして、両視点から GCC の統計制度を分析する。

1. GCC 加盟国の統計制度

以下では、GCC の統計制度に関して、まず全体的な特徴を述べた後、個別加盟国の特徴について敷衍する。

(1) 現状

EU では、統治の手法として統計を用いた政治算術が重視された結果、概ね 18 世紀後半から 19 世紀前半までの間に近代的な統計制度が整備された〔島村 2006: 29〕のに対して、GCC 加盟国では、中央集権的な統治体制の構築が遅れたこともあって、長く統計制度が整備されずにいた¹⁹⁾。こうした中で、近年になって漸く、各加盟国は統計体制を確立しつつあり、統計に関する国際的な統計ガイドライン（事実上の国際標準）への適合を通じて、自国の統計作成・公表などにかかる制度の見直しを進めている。したがって、各加盟国の統計制度には似通った点も多く、この部分では EU の統計制度とも共通している。一方、その具体的運用には幾つかの相違がみられる。全体的な見地からは、サウディアラビアとバハレーンの統計制度は概ね先進的である反面、UAE では所掌権限が中央政府に集中化していないことを主因として、制度面の遅れが目立つといえる。各加盟国の統計制度に共通する特徴としては、次の 3 点を挙げることができる。

(イ) 法的なルールの未整備

第一に、統計制度が必ずしも法的なルールによって規定されていない点である。各統計機関は、独自の指針に則って、統計の作成や公表を行っているが、これらは体系的に整理されていない。この結果、関係機関同士の役割分担が不明確になっているほか、統計作成手法が同一国内においても統一されていない。

19) 例えば、クウェートで全国規模の統計が公表されたのは、1957 年の人口統計が最初である（http://www.e.gov.kw/sites/kgoenglish/portal/Pages/Visitors/AboutKuwait/KuwaitAtaGlance_Population.aspx < 2011 年 11 月 28 日閲覧 >）。

また、そもそも基礎データの収集や統計の作成・公表権限自体が法律、政省令など明確なルールにより裏付けられていないため、一部では統計事務が不適切に運営されている状況もみられる。一例として、クウェート中央銀行（Central Bank of Kuwait, 略称 CBK）による統計公表については法的な根拠規定を欠いているほか、オマーンでは、国家経済省（Ministry of National Economy, 略称 MONE）による統計の作成・公表にかかる業務上の独立性が法的に保障されていない。こうした基本的なルールの不備により、統計の真正性や公平性に対して、ユーザーの信頼が損なわれている側面が認められる。

守秘義務についても、ルールが成文化されていないことがある。例えばクウェート財務省が公表する政府財政統計では明示的な守秘義務規定および義務違反に対する罰則が存在しない [Khawaja and Morrison 2002: 40-48]。本来、個別取引や納税にかかる基礎データは、機密情報を含むため、統計目的以外に利用することは認められない。しかし、こうした状況の下では、情報管理が適切になされるとは考え難い。このため、基礎データを提供する側にとっては、機密データの統計目的以外での利用や漏洩に対する懸念が払拭されない。

（ロ）分散的な統計体制

第二に、表2のとおり、国内の統計体制²⁰⁾について、基礎データを収集した各分野の行政機関が統計の作成・公表まで担うことが多く、省庁機構から独立した統計専門機関（national statistical agency）に対する業務集中がなされていない点である。例えば、欧米先進国において通常、政府財政統計は統計専門機関が所掌している [al-Mansouri and Dziobek 2006: 8]。一方、GCC 加盟国では、財務省もしくは経済財政省が所掌している。これは GCC において、統計にかかる権限が中央と地方それぞれの行政機関に広く分散していることの裏返しである。その中でも、サウディアラビアとカタールでは、EU や先進国に倣って、独立の統計専門機関（中央情報統計局——Central Department of Information and Statistics——）に対する業務集中が比較的進んでいる。他方、UAE では、エネルギー関連統計など一部の同種統計を複数機関で別々に作成・公表することがあるが、それらの統計は相互に調整されていないため、一貫性が損なわれる事態も生じている。同国のような首長国の集合体においては、更に首長国毎にデータ収集機関が分散しており、これが国レベルの統計の速報性や一貫性を損なう一因にもなっている。

分散的な統計体制の下で、国内統計全体を総合的な観点から調整する機能（以下、総合調整機能）が未発達であるため、一国内の統計作成にかかる基本方針の一貫性や品質の均質性が阻害されている。また、統計専門機関が基礎データの収集から統計の作成・公表まで一元的に行う場合でも、経済計画省など上位の行政機関の管轄下で活動していることが多い。このように、統計専門機関の独立性が低く、権限も弱い場合、他の統計機関に対して、十分な総合調整機能が果たすことが難しい。

加えて、加盟国の各機関が統計に精通した専門官を個別に配置する必要があることから、域内のリソースが分散され、効率性が損なわれている。高度な専門性を有する人材の育成や確保が先進国においても重要かつ困難な課題となっている中で、こうした非効率性は統計の品質に直接的に反映しかねない問題である。人材の適正な配置の観点からも、統計体制の見直しは急務である。

他方、短期金利などの金融統計や国際収支統計に対しては、いずれの加盟国においても、中央銀

20) 統計の所掌機関、所掌機関同士の関係、所掌機関の位置付けなどを指す。

表2 加盟国の統計体制

加盟国	統計体制の全体的特徴	GDP の統計体制	CPI の統計体制	財政収支の統計体制	国際収支の統計体制	短期金利の統計体制
サウディア アラビア	・統計専門機関への集権化が比較的進んでいる。 ・統計の業務権限が一部法制化されていない。	統計局 (Central Department of Statistics and Information)	統計局	財務省	中央銀行 (SAMA)	SAMA
UAE	・中央と地方の関係においてのみならず、中央政府レベルにおいても、非常に分散的。 ・総合調整機関は存在しない。 ・統計の業務権限が一部法制化されていない。	計画省 (MOP)、 中央銀行 (CBU) など	MOP	財務省	CBU, MOP	CBU, MOP
クウェート	・統計専門機関への集権化を進めているが、統計局は計画省の一部局の位置付けとなっており、独立性が乏しい。 ・総合調整機関は存在しない。	計画省 (Statistics and Census Sector/Ministry of Planning, SCS)	計画省	財務省	中央銀行 (CBK)	CBK
カタール	・統計専門機関への集権化を進めているが、統計局は経済財政省の一部局の位置付けとなっており、独立性が乏しい。 ・総合調整機関は存在しない。	統計局 (Central Statistical Office)	統計局	経済財政省 (Ministry of Economy & Finance)	中央銀行 (QCB)	QCB
オマーン	・統計専門機関への集権化を進めているが、統計局は国家経済省の一部局の位置付けとなっており、独立性が乏しい。 ・総合調整機関は存在しない。	国家経済省 (Ministry of National Economy, MONE)	MONE	財務省	中央銀行 (CBO)	CBO
バハレーン	・統計専門機関への集権化が比較的進んでいる。	中央情報機関 (Central Informatics Organisation, CIO)	産業商業省 (Ministry of Industry & Commerce, MOIC)、 CIO	財務省	中央銀行 (CBB)、 CIO	CBB

(出所) [Al-Mansouri and Dziobek 2006] および IMF DSBB に基づき筆者作成。

(注) 加盟国の記載は名目 GDP 規模順 (これ以降の表も同様)。

行が主たる責任を負っている。これは、基礎データ収集面での優位性を反映した合理的な役割分担となっており、世界的な傾向とも一致している。

(ハ) 品質の低さと加盟国間のばらつき

第三に、上述の2つの特徴から生じた結果としての側面が強いが、品質の観点からも、GCC加盟国の統計制度には幾つかの共通点を見出すことができる。ある国の統計制度の品質を評価するにあたっては、国際機関がホームページなどで公開している各種の基準や枠組みを活用することが有効である。これらは、広く加盟国に遵守を促すことにより、加盟国の自発的努力を通じて、世界的な統計品質の向上を支援するものである。国際機関の基準や枠組みのうち、金融・経済統計に関して世界中で最も広く浸透しているものは、IMFが所管する一般データ公表システム (General Data Dissemination System, 略称 GDDS)²¹⁾ もしくは特別データ公表基準 (Special Data Dissemination Standard, 略称 SDDS)²²⁾ ならびにデータ品質評価フレームワーク (Data Quality Assessment Framework, 略称 DQAF)²³⁾ である。

以下では、特に DQAF に則して、一般的に最も重要視されている5つの評価項目、すなわち、①計上範囲 (coverage) と作成手法 (methodology)、②公表頻度 (periodicity)、③速報性 (timeliness)、④アクセス (accessibility)²⁴⁾ および⑤精度 (accuracy) の観点から、5つの主要統計 (GDP, CPI, 政府財政——フローおよびストック——、国際収支および短期金利²⁵⁾) を評価する。これらの主要統計は、GCCにおける通貨統合のための収斂基準を測定・評価する際に用いられているものである。品質評価項目毎の分析結果は表3のとおりである。なお、①から③および⑤の評価項目はデータ公表に関する IMF のファクトシート (Dissemination Standards Bulletin Board, 略称 DSBB) に依拠している。DSBB は IMF のホームページに掲載されており、主要な統計種別毎に GDDS 参加国の統計慣行に対する IMF の評価を閲覧することができる。一方、④のアクセスについては、筆者が各統計機関の英語版ウェブサイトにおける公表状況を確認することにより、分析を試みている。これは、通貨統合のように影響範囲の広い案件を円滑に進めるには、アラビア語を解さないユーザーも含めた幅広い公衆に対する統計データの開示が重要と考えるからである。

結論を先取りすると、GCC 加盟国の統計は、概して主要な統計分野毎の国際的統計ガイドライ

21) IMF 加盟国における統計制度の向上を企図して 1997 年に策定された作成・公表指針 (加盟国による適用は任意)。統計の計上範囲、作成手法、公表頻度、速報性、アクセス、精度といった基準に照らし、各主要統計の実態とそれらに対する評価・改善策が公表されている。ここに示される優れた事例 (ベスト・プラクティス) は、適用国に対して自らの改善点を気付かせる目的で役立てられている。GCC では、全ての加盟国が 2008 年までに GDDS に加入した。

22) 国際金融市場にアクセスを有する、もしくはいずれ有する可能性のある加盟国を対象として、IMF が 1996 年に制定した高度な統計データ公表基準。SDDS 参加国は、①計上範囲・公表の周期性・速報性、②アクセス、③データの信頼性および④データの品質に関して、国際的ガイドラインに基づく優れた慣行 (good practice) に従うことが義務として課される。GDDS とは異なり、参加国に対して強制力を有する点が SDDS の特徴 (ただし、SDDS からの脱退は任意)。

23) 加盟国が自国統計制度を自己評価する際の基準として IMF が構築している枠組み。基礎データの収集、集計および公表の各段階について、7つの主要な経済金融統計毎に、精度、利便性、情報管理といった多角的な観点から、具体的かつ詳細に遵守すべき事項を規定。

24) 統計データの入手し易さを指す。具体的には、紙ベースのみならずインターネット上でも同時に公表されているか、公表スケジュールが開示されているか、自国の公用語のみならず英語によっても統計データが提供されているか、過去の時系列データが長期間にわたって取得できるか、統計データがグラフ形式のみならず計数の形で取得できるか、などが該当。

25) GCC 加盟国 (特にサウジアラビア) では、利子を禁じるイスラームの教えを背景として、金利 (interest) ではなく、レボレートなどと呼ぶことが多い。

表3 加盟国の個別統計の特徴

対象	計上範囲・作成手法	公表頻度	速報性	アクセス	その他
GDP					
サウディ アラビア	GDPS に準拠。 名目および実質ベースは生産サイドからの み作成（支出サイドは名目のみ。分配サイ ドは非対応）。	四半期 および年次	四半期は3ヶ月後、年次は半年 後に公表。	英語版ウェブサイトで四半期 GDP データの入手不可。	
UAE		年次	18ヶ月後に公表。	いずれの統計機関の英語版ウェブサイト においても非公表。	
クウェート	メソドロジーは古い国際基準（68SNA）に 準拠。分配サイドは非対応。	年次	簡易な暫定版は6ヶ月後、詳細 な最終版は18-21ヶ月後に公表。	英語版ウェブサイトで不通となってお り、調査不可。	1990年および1991年のデー タは名目値のみ公表。
カタール	概ね GDPS に準拠。 ただし、部門分類は乖離している。	年次	速報第1版は1ヶ月以内、同第 2版は7-9ヶ月後、確報は19- 21ヶ月後に公表。	英語版ウェブサイトで存在しない模様。	
オマーン	93SNA に準拠。 ただし、部門別分類は未対応。	四半期 および年次	四半期は2-3ヶ月後、年次速報は 3-4ヶ月後、同確報は20-21ヶ月 後に公表。	レポートのみならず、過去データを含め 計数データ自体を英語版ウェブサイトか ら取得可能。 ただし、英語版年報の公表は遅い（直近 版でも対象年から5年以上経過）。	四半期統計は名目値のみ（実 質値は未対応）で、季節調整 もまだ行っていない。
バハレーン	推計により対応。	年次	6-9ヶ月以内に公表。	GDP に特化したレポートにおいて、多 角的かつ詳細なデータを公表。	実データに基づいていないた め、統計の信頼性について改 善の余地が大きい。
CPI					
サウディ アラビア	GDPS に準拠。	月次	15日後に公表。	英語版ウェブサイトで年次データのみに 公表。ただし、品目別の過去データは 20年分以上取得可能。	
UAE	650品目（財・サービス）を対象。	年次	2-3週間後に公表。	英語版ウェブサイトで取得不可。	ウェイト付けの基礎となる サーベイが古くかつアブダビ に限定。
クウェート	ウェイト付けに利用されるデータは 1999/2000年期の家計支出調査に準拠。	月次	1ヶ月後に公表。	英語版ウェブサイトで不通となってお り、調査不可。	
カタール	GDPS に準拠。	四半期	6週間以内に公表。	英語版ウェブサイトで存在しない模様。	1980年から作成。

対象	計上範囲・作成手法	公表頻度	速報性	アクセス	その他
オマーン	242品目（財・サービス）を対象。 人口の少ない一部地域は集計から除外。	月次	1-2ヶ月後に公表。	レポートのみならず、過去データを含め 計数データ自体を英語版ウェブサイトか ら取得可能。 ただし、英語版年報の公表は遅い（直近 版でも対象年から5年以上経過）。	
バハレーン	自国民と外国人とに分けて計上。	月次	21日後に公表。	MOICの英語版ウェブサイトから年次 データのみ取得可能。	
財政収支					
サウディ アラビア	公表形式や分類が国際基準（GFSM）と 不整合。	年次	3-6ヶ月後に公表。	英語版ウェブサイトでは予算データのみ 取得可能（決算データは非掲載）。	
UAE	作成はされているものの非公表。	作成はされている ものの非公表。	作成はされているものの非公表。	非公表	
クウェート	対外債務残高の内訳項目は非公表。	月次	1週間後（紙ベースは3-4週間後） に公表。	英語版ウェブサイトでは予算データのみ 取得可能（決算データは非掲載）。	
カタル	作成はされているものの非公表 （政府債の発行残高のみ QCB が金融月報に おいて公表）。	作成はされている ものの非公表。	作成はされているものの非公表。	非公表	
オマーン	公的企業（金融を除く）、政府支出・貸付・ 支援などの項目が GFSM と不整合。	月次、四半期 および年次	月次は1-2ヶ月後、四半期は8- 10ヶ月後、年次は7ヶ月後に公表。	英語版ウェブサイトが存在しない模様。 政府部門にかかる債務統計は 作成されているものの非公表。	
バハレーン	内訳項目は非公表。	年次	5ヶ月後に公表。	英語版ウェブサイトでは7年以上前の データのみ取得可能。	
国際収支					
サウディ アラビア	BPM4 に準拠。	年次	3-4ヶ月後に公表。	英語版ウェブサイトにおいて、過去デー タは直近4年分のみ掲載。	外貨準備データの公表を1ヶ月 後に早期化することを検討中。 SAMA のデータ取集に関する 権限を強化すべく中銀法が改正 された。IIP は作成していない。
UAE	多くの取引形態が非計上。公表形式や分類 が国際基準（BPM）と不整合 （例えば、外貨準備には IMF 拠出金と SDR 持ち高が含まれない）。	年次	3-4ヶ月後に公表。	英語版ウェブサイトでは取得不可能。	IIP は作成していない。
クウェート	概ね BPM5 に準拠。	年次	4ヶ月後に公表。	英語版レポートの公表が遅いほか、資本 収支関連のデータを欠くなど、掲載内容 も限定的。	IIP は未公表。

対象	計上範囲・作成手法	公表頻度	速報性	アクセス	その他
カタール	経常収支側で居住者海運業者による海外での燃料等の購入、居住者リース会社による外国航空機の購入、対外援助といった項目が非計上となっているほか、資本収支側でも直接投資、証券投資および金融派生商品投資という主要項目が非計上となっている。	年次	年次統計は7-9ヶ月後、四半期統計は6-8週間後に公表。	英語版ウェブサイトに上、四半期統計は取得不可能。	公的部門の対外債務残高および外貨準備に関するデータは財務省により集計されているものの、対外非公表。
オマーン	BPM5 に準拠。ただし、IIP は未対応。	年次 (一部主要項目のみ) および四半期 (全体の要旨のみ)	6ヶ月後に公表。	英語版ウェブサイトで公表の目安を掲載。	データ収集に関して、包括的な報告制度 (ITRS) の導入を検討中 (現状は一部大手企業等へのアンケート)。
バハレーン	BPM5 に準拠。	年次	3ヶ月以内に公表。	CBB は英語版ウェブサイトで国際収支統計に特化した詳細なレポートを公表。	フロー統計に価格変動要因や為替変動要因が混在。
短期金利					
サウディアラビア	GDDS に準拠。	日次	政策金利 (レポレート) は翌日、その他金利は1ヶ月後に公表。	リバースレポレートを除き、英語版ウェブサイトで取得可能な過去データが限定的。	
UAE	預金証書 (CD) 金利は計上範囲に含まれない。	不明	不明	英語版ウェブサイトででは取得不可能。	
クウェート	GDDS に準拠。	週次および月次	2-3週間後 (紙べースは3-4週間後) に公表。	英語版ウェブサイトででは月次データのみに取得可能 (週次データは非掲載)。	
カタール	GDDS に準拠。	月次 (QCB の政策金利については日次)	4-6週間後に公表 (QCB の政策金利についてはオンラインで即時公表)。	英語版ウェブサイトで取得可能な過去データが限定的。	新聞によっても公表。
オマーン	GDDS に準拠。もともと、政策金利は計上範囲に含まれない。	月次	45日後に CBO 月報で公表。 なお、TB 金利についてはロイターのサイトで即時でも公表。	英語版ウェブサイトで公表の目安を掲載。	
バハレーン	政府発行証券と政策金利についてのみ公表。	TB は月次、政策金利は日次	TB は1-2ヶ月後、政策金利は即日で公表。	英語版ウェブサイトで政策金利については日次データを取得可能。TB は金融市場レポート (Monetary and Financial Trend) において四半期ベースでのみ取得可能。	

(出所) [IMF DSBB, Al Mansouri, Dziobek 2006]、各統計当局の HP などの情報を基に筆者作成。

ン (SNA,²⁶⁾ BPM,²⁷⁾ GFSM,²⁸⁾ MFSM²⁹⁾ および CPIM³⁰⁾) に準拠していない。また、準拠している場合でも、一世代以上古い版であって、最新版ではないことが多い。これに加えて、加盟国間の準拠状況に大きな相違が認められるため、同種の統計であっても、加盟国相互での比較が難しい。

①の計上範囲および作成手法については、多くの加盟国が財政収支・国際収支統計の内訳項目を全く公表していないほか、統計ガイドラインが定める標準構成項目の一部しか公表していないなど、国際的に必要とされる水準と比べ公表系列が限定されている。全体的には、バハレーンの統計機関が最も詳細な統計データを公表していると考えられる。なお、GCC 加盟国では CPI (消費者物価指数) 以外の物価統計が存在しないことが多い。通貨同盟合意書において、物価の安定が GCC 中銀の政策目標と規定されている (第 14 条) 中で、卸売価格、輸出入価格など、物価に関する統計を充実させることも喫緊の課題である。同様に、作成手法でも加盟国毎に大きな相違が認められる。

次に、②の公表頻度および③の速報性をみても、GCC 加盟国の統計は概して、更新頻度が低い (CPI、短期金利など一部の統計を除き、多くは年 1 回の更新にとどまる) 上に、公表の時期が遅く、多くの統計で GDDS の定める基準を下回っている。この傾向は、とりわけ統計体制が分散化している加盟国において顕著であり、関係機関同士の調整に長い期間を要していることが窺える。

④の統計データに対するアクセスに関して、殆どの加盟国で英語版ウェブサイトを通じた公表データが限られているほか、いずれの加盟国も、日付まで特定した形で統計の公表スケジュールを開示していない。また、過去データの公表対象も概して過去 5 年未満と短い時系列にとどまっており、ユーザーの分析ニーズに十分適っているとはいえない。加盟国当局による公表統計へのアクセスが制約されている中で、投資家、マスメディア、研究者といった一般のユーザーは、IMF、世銀等の国際機関が別途公表する推計データに依存せざるを得ない状況にある。なお、統計機関別にみると、UAE を除き、GCC 加盟国では概ね中央銀行が英語版ウェブサイトを通じたデータ公表に最も積極的であることが窺える。

最後に、⑤の精度であるが、これは他の品質評価項目と比べて、客観的な見地から判断することが難しい。もっとも、GCC においては、特に政府の資産残高データが、必ずしも原油の輸出入の増加が歳入や外貨準備、対外資産残高の増加と連動していないこと等から、正確に統計に計上されていない可能性を否めない。

(2) 統計制度改革の取り組み

以上の特徴を踏まえると、GCC 加盟国の統計制度には、国際的に求められる品質水準の達成と域内における標準化という両面で、改善の余地が大きい。このような状況は、UAE、バハレーンなど多くの加盟国が自国の金融市場を域内のハブに育成しようと計画していることや通貨統合の実現

26) System of National Account の略称。国民経済計算体系とも呼ばれる。GDP 統計に関する指針として国連が策定。最新版は、2008 年に公表された SNA2008。

27) Balance of Payments and International Investment Position Manual の略称。国際収支統計に関する指針として IMF が策定。最新版は 2008 年に公表された第 6 版 (BPM6)。国際収支統計では、理論上、世界中の国際収支の合計はゼロになるため、統計間のデータギャップが明らかになるという特徴があり、国際的な金融経済分析上、国際収支統計の品質向上は特に重要な要請となっている。

28) Government Finance Statistics Manual の略称。政府財政統計に関する指針として IMF が策定。最新版は 2001 年に公表された GFSM2001 (第 2 版)。

29) Monetary and Financial Statistics Manual の略称。通貨・金融統計に関する指針として IMF が策定。最新版は 2000 年に公表された MFSM2000。

30) Consumer Price Index Manual の略称。消費者物価統計に関する指針として国連が策定。最新版は 2004 年に公表された CPIM2004。

や共通市場の発展に対して、深刻な阻害要因となる惧れがある。GCC 加盟国は GDDS や DQAF といった国際機関の基準や枠組みを通じて、自国統計の品質向上を進めるとともに、域内統計の標準化を目指している（他方、SDDS については、GDDS よりも高い品質水準を達成することが課せられるため、現状、いずれの加盟国も参加していない）。加盟国はそれぞれ表 4 に示すような具体的目標を設定し、自国統計制度の改善に取り組んでいる。

例えば、統計行政全般に関わるガバナンスについては、多くの加盟国が独立した統計専門機関への業務集中、所掌機関の責任・権限の明確化、統計機関同士の協力関係の法制化を進めている。その中でも、UAE では、同国初の統計専門機関（National Statistics Centre of the UAE）を設立する法律が 2009 年 7 月に制定された（設立時期は未定）³¹⁾。当該機関には、他の統計機関と協力して経済、人口、農業など広範なデータを収集した上、一元的に統計の作成・公表を行うとともに、同国の統計制度全体の近代化を推し進める役割が期待されている。また、基礎データの収集方法の関連では、カタルおよびオマーンが国際収支統計についてサーベイ制度³²⁾もしくは ITRS³³⁾の導入といった抜本的な見直しを検討している。

更に、統計の作成・公表の関連でも、多くの加盟国が作成手法や公表スケジュールの公表を予定している。また、サウディアラビア、オマーンおよびバハレーンでは、名目 GDP にかかる四半期報の公表を予定しているほか、オマーンは、CPI 統計についてインターネットなどを通じたオンラインでの基礎データ収集の可否を検討している。こうした対応は、先進国における一般的な慣行に沿ったものである。このほか、オマーンは 2004 年に ROSC（Report on the Observance of Standards and Codes）³⁴⁾にかかる調査団の派遣を受け入れるなど、積極的に IMF の機能を活用している。

しかしながら、加盟国が個別に自国統計制度の改善を進める現行のアプローチには、その実効性やペースにおいて、自ら限界がある。したがって、通貨統合に向けた対応を本格化させる必要に迫られている現下の状況において、こうした対応では不十分といわざるを得ない。この問題について、以下では、まず共同体レベルでの取り組みの現状を分析し、続いて、EU の歩んできた足跡を検証する。その上で、GCC の統計制度を改革するために必要な具体的な対応策を論じる。

2. 共同体レベルの統計制度

地域全体の経済状況を把握するためには、個別加盟国の統計に加えて、それらを統一的手法に基づいて集計した共同体統計が不可欠である。こうした要請から、GCC は、GCC 事務局の広報センター（Information Center）に統計課（Statistic Department、以下、GCC 統計課）³⁵⁾を設立し、共同体統計の作成と公表を担わせている。今日、GCC 統計課は、GDP、CPI、貿易統計など一部の主要な共同体統計について、加盟国統計を調整³⁶⁾した上、GCC 統計年報（Statistical Bulletin）という形で公表している。しかしながら、こうした共同体統計はまだ種類が限られているほか、基礎データ

31) 2009 年 7 月 12 日付 *The National* 紙記事、2009 年 7 月 13 日付 *UAE Interact* 紙記事など。

32) 取引総額や残高を包括的に捉える報告書を選定された実際の取引者などから直接収集し、統計作成者側で推計等必要な加工・集計を行うことにより統計を作成する制度。

33) International Transaction Reporting System の略称。国際取引の資金決済を取り扱った銀行等を經由して、資金決済 1 件毎に間接・悉皆的に取引データの報告を受ける制度。

34) IMF が、加盟国の了解に基づき、世銀と共同で当該国を訪問して行う DQAF など統計基準の遵守状況に対する評価プログラム（その結果は、スタッフレポートとして、IMF 等のホームページ上で公表される）。

35) 陣容、予算といった属性は公表されていない。

36) 共同体統計固有の調整としては、例えば、各国の国際収支統計に関して、域内取引分を控除するといった作業がある。

表4 加盟国が取り組んでいる主な統計改定案件

加盟国	ガバナンス	GDP	CPI	財政収支	国際収支	短期金利	その他全般
サウディ アラビア	・金融・通貨統計および国際収支統計に関するSAMAの所掌権限の法制化 ・CBUおよび財務省における統計担当スタッフの増強 ・財政収支統計にかか る財務省の業務権限 の法定化 ・独立した統計専門機 関 (National Bureau of Statistics) の設立	・公表スケジュー ルの公表 ・実質値による四 半期統計の作成	・データ集計過程の 自動化による公 表時期の前倒し	・GFSM2001への準拠	・外貨準備データにかかる 速報性の向上 (2ヶ月→ 1ヶ月) ・IIPとEDの作成 ・BPMへの準拠	・レポレートとリ バースレポレー トにかかるとの 変更 日での即日公表 ・データ取得先銀 行の拡充	・主要統計にか かる公表スケ ジュールの公表 ・概念・定義や作 成手法に關する 解説の公表
UAE				・GFSM2001への準拠			
クウェート				・GFSM分類への移行	・財の輸入に伴う航空費と 保険料のより精緻な推 計手法の導入 ・サーベイによる基礎デー タ収集制度の導入	・TB入札結果の 公表 ・不動産ローン金 利データの公表	・作成手法にかか る変更内容の公表
カタ ル	・国内統計機関同士の 協力推進を目的とし た委員会の設立	・実質値による四 半期統計の作 成 (推計を活用、 主要項目のみ)	・作成方法に關す る解説の公表	・基礎デー タの公表	・ITRSの導入可否の検討 (現行ではサーベイ制度 により基礎デー タを収 集)	・主要統計にか かる公表スケ ジュールの公表	
オマーン			・オンラインによ るデータ収集・ 集計システムの 構築	・年次統計にかか るGFSMへの準拠 ・発生主義原則の導入	・経常収支とその他資本収 支データのクロスベ ースでの公表 (投資収支 はネットベース) ・金融派生商品 (投資収支 項目) データの公表	・中央銀行公表統 計にかかるとの 作成 手法の変更内容 の公表	
バハレーン	・国内統計機関同士の 協力内容にかかると り決めの法制化	・国内統計機関同 士の協力内容に かかる取り決 めの法制化	・中央情報機関に よる公表系列へ の追加 ・作成方法に關す る解説の公表	・債務残高にかか る金融商品や満期毎 の内訳デー タの 公表 ・四半期統計の公表			

(出所) IMF DSBB の情報を基に筆者作成。

となる加盟国統計のベースが揃っていない中で、GCC 統計課が一定の調整を加えても、国際的に求められる品質水準を達成することは容易ではない。

GCC 統計課はまた、共同体統計制度の向上を企図した各種の対応にも着手している。2003 年、GCC 統計課は「統計概念・用語集」(Directory of the Statistic Concepts and Terminology)を策定した。これは、統計作成過程全般をカバーする内容にまでは踏み込んでいないものの、最も基礎的な定義にかかる統一的理解を提示することにより、加盟国によるデータ収集および統計作成・公表手法の標準化の推進を図ったものである。また、毎年注力分野を 1 つ選定した上、当該分野における共同体統計の公表に向けた作業を推し進めている(2006 年は家計の消費・所得動向、2007 年は労働市場動向、2008 年は海外直接投資動向を注力分野に選定)。

GCC 統計課によるイニシアティブに加えて、GCC 加盟国レベルでも、各国統計の比較可能性を確保するとともに、正確な共同体統計を作成するために、加盟国同士の協力体制を強化策が協議されている。このための主要な場としては、加盟国の統計機関の高官が 2 年毎に開催する GCC 統計機関高官会議(Meeting of Undersecretaries and Directors of Statistical Bodies in the GCC States)がある。ここでの情報交換や議論を通じて、統計制度改革に向けた共通の問題意識が醸成されてきた。2004 年 5 月には、各国統計法を統合することの意義が確認された。本件は、域内共通の統計法(GCC Common Statistical Law)の起草に発展し、現在、最終案が大臣レベルの委員会では審議されている。

2005 年 4 月、通貨統合に向けて統計制度の観点から必要な対応が議論されるとともに、域内における人口推計の信頼性の低さを踏まえ、2010 年までに全加盟国で初の合同国勢調査を実施することが合意された(その後、実施時期に関しては当面の延期が決定³⁷⁾)。もっとも、これまでのところ、加盟国の自主的な決定が尊重されていることもあって、こうした共同体レベルでの見直しの動きは非常に緩慢なペースで進んでおり、今後数年の内に域内統一的な金融政策の実施に十分なまでに統計制度が発展する見通しは立っていない。

III. EU の経験からのインプリケーション

GCC が通貨統合のように高度な地域経済統合の実現に向けて、そのために必要となる共同体統計制度のあり方を検討する際には、他の地域共同体の統計制度を分析し、そこから参考となる部分を抽出することが有益である。具体的な事例としては、欧州、アフリカ、カリブ海地域などにおける通貨同盟の統計制度が比較対象となりうる。これらの中で最も先進的で、かつ GCC にとってインプリケーションに富んでいるのは、EU(より厳密には、単一通貨流通地域のユーロエリア)の共同体統計制度である。

EU の加盟国では、世界の他地域に先駆け、概ね 18 世紀後半から 19 世紀前半の間に、近代的な統計機関が創設され、統計制度の整備が開始された。EU は、共同体統計の品質向上や標準化の要請に対応して、域内の総合調整機能を担う強力な共同体統計機関を創設するとともに、自らの特性に適った独自の域内統計ルールを策定している。以下では、まず第 1 項において、EU における共同体統計機関の設立の背景および機能ならびに加盟国機関との関係を解説する。続いて、第 2 項において、EU が国際的な統計ガイドラインに即しつつ、どのような域内ルールを定めているのか、その具体的な内容や効果を考察する。

37) 2010 年 12 月 26 日付 *UAE Interact* 紙記事“UAE Population to rise to 6.1m in 2020.”

1. 域内統計体制

EUでは、域内の金融・経済統計を所掌する共同体機関が2つ存在する。1つ目の共同体レベルの統計機関の萌芽は、EUの原型である欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）³⁸⁾が発足した直後の時点（1953年）で既に見出すことができる。同機関は、1958年に欧州委員会の統計総局（The Statistical Office of the European Union, 略称 EUROSTAT）³⁹⁾に改組され、本格的な活動を開始した。このように共同体の黎明期から、EUが統計専門の共同体機関を創設したのは、域内の経済統合を推進する上で、統計制度の重要性を十分に認識していたからに他ならない。EUROSTATは、欧州委員会、ECBなどのEU共同体機関の政策運営を支援すべく、GDP、物価、政府財政など広範な共同体統計の作成・公表を担っている。

もう1つの共同体レベルの統計機関はECBである。共通通貨ユーロの導入に伴い、EUでは、加盟国の金融政策決定権限がユーロを適用する各国の中央銀行（National Central Bank, 略称 NCB）からECBに一元化された。この際、ECBは主要な通貨・金融統計に関して、EUROSTATから作成・公表権限を継承した。他方、国際収支統計など幾つかの統計については、1995年の所掌分担に関する覚書（Memorandum of Understanding）⁴⁰⁾に則り、EUROSTATとECBが共同で所掌している。

EUの共同体機関は全て、共同体機関と加盟国機関の間の権限配分にかかる諸原則に準拠して活動する必要があるが、そのうちで最も重要な原則は「補完性の原則（principle of subsidiarity）」である。補完性の原則は、「提案されている措置の目的が加盟国によっては十分に達成できない一方、共同体機関によってはより良く達成できる場合に限って、共同体機関が行動すること」と定義されており、あらゆる問題は、原則として、その所在場所になるべく近いレベルで対応すべき、との理念を表している。これに基づき、EUROSTATとECBは、それぞれの所掌統計について、自ら基礎データを収集することではなく、加盟国統計機関から提供される各国データを調整・集計した上、EU全域もしくはユーロエリアの共同体統計として公表している。こうした所掌分担の背景には、共同体機関が加盟国の問題に過剰に関与することを防止するほか、加盟国統計の品質に対する信頼や既存の統計インフラを最大限活用することによるコスト削減の要請があったと考えられる。

EUROSTATは、共同体統計作成にかかる情報共有などを円滑化する目的から、EU加盟国の統計局と欧州統計システム（European Statistical System, 略称 ESS）⁴¹⁾というネットワークを構成している。一方、ECBも、EUの全てのNCBと欧州中央銀行システム（European System of Central Banks, 略称 ESCB）という同様のネットワークを構成している⁴²⁾。加盟国機関から共同体機関に対するデータ提供の範囲、提供時期などは、各ネットワークにおいて、それぞれ詳細に規定されている。両共同体機関が共同して所掌する統計については、「通貨・金融および国際収支統計に関する委員会」（Committee on Monetary, Financial and Balance of Payments Statistics）を通じて、ESSとESCBが緊密に連携することにより、基礎データの共有等にかかる事務の円滑化を図っている。

38) 第2次世界大戦後の状況において、独仏間の天然資源権益を調整する必要性やソ連の脅威に対応して、1952年に発足。

39) 本部はルクセンブルグ所在。足許での職員数は900名、年度予算は4,520万ユーロ（他総局からの流用分は除く）。なお、EUROSTATは欧州委員会に属しているものの、業務遂行に際して、他のEU機関、各国政府などあらゆる主体から影響を受けずに活動するための独立性が付与されている（97/281/EC: Commission Decision of 21 April 1997 on the role of EUROSTAT as regards the production of Community statisticsの第5条）。

40) 正式名称はMemorandum of Understanding on Economic and Financial Statistics between the Directorate General Statistics of the European Central Bank (DG Statistics) and the Statistical Office of the European Communities (Eurostat)。2003年に改訂。

41) EUROSTATのほか、EU加盟27か国ならびにアイスランド、ノルウェーおよびリヒテンシュタインの3か国の統計機関により構成。

42) ESCBは中央銀行業務全般にかかるネットワークであり、統計事務に限ったものではない。

このように、EU では、加盟国レベルおよび共同体レベルの統計機関が複雑に関係している。しかしながら、明確な共同体のルールによって、こうした関係は細部まで規定されており、事務の重複といった非効率性が回避されている。翻って、GCC では、GCC 統計課と加盟国統計機関との間に有機的な協力体制がまだ確立されていない。

2. 域内統計ルール

統計の比較可能性を確保するには、各統計が同じ作成手法で作成され、同じ条件で公表される必要がある。更に、EU では作業フローが複雑かつ重層的であるため、関係機関の事務が円滑に遂行されるよう、統一的な事務手続きを定める必要もある。

GDP 統計および国際収支統計については、欧州勘定体系（European System of Accounts, 略称 ESA）という域内標準規格があり、加盟国統計は全てこれに準拠している。ESA は、内容的には EU 版 SNA と呼びうるものであり、SNA をその基本としている。しかし、国際的なガイドラインは、学術的な見地からの理想を追求するあまり、実務上の対応が困難な項目も含んでいるほか、必ずしも各地域の特殊性に配慮したものとはなっていない。このため、EU では、こうした点に鑑み、EU での域内政策運営上の用途に応じて、SNA や BPM という国際的統計ガイドラインとは異なる定義や作成手法を ESA で規定することもある⁴³⁾。ESA は EU 規則（EU regulation）⁴⁴⁾ として加盟国に対し直接的かつ法的な拘束力を持つため、ESA と SNA が相違する部分では、ESA が優先される。EU には、ESA のほかにも、政府財政統計、通貨・金融統計などの個別統計に関して、共同体機関への報告要件を詳細に定めた独自のガイドラインが存在する⁴⁵⁾。このように域内統計制度の標準化を進めてきた結果、EUROSTAT と ECB は、加盟国から収集した基礎データに対して特段大きな調整を行うことなく、良質な共同体統計を作成することが可能になっている。

統計作成手法に関するガイドラインに加え、EU は、統計の質を評価する基準として、IMF の DQAF に類似した独自の規範（European Statistics Code of Practice, 略称 ESCP——ESS が適用——および ECB Statistics Quality Framework, 略称 ECB SQF——ESCB が適用——）を設け、共同体統計の精度、速報性、効率性、報告者負担の抑制、データ保護を図っている。ECB SQF および ESCP は、DQAF に比べ、統計機関の独立性や統計ネットワーク内での機密保持、基礎データの提供者に対する過大な負担の回避といった原則について、より詳細に規定している。これは、EU では、統計の所掌機関が多岐に及ぶ中で、業務遂行に際して、他の行政機関などからの影響が及び易くなっていることのほか、基礎データ提供者の負担が徒に増加するリスクを抑制する上で、統計機関間のデータ共有が一層重要であるためと考えられる。

こうした詳細なルールによって、EU 域内では先進的かつ統一的な統計事務が担保されている。一方、GCC は、基本的な統計概念についても、なお共通認識が定着していない状況にとどまっている。

IV. 共同体レベル（汎 GCC）の統計制度の模索

EU では加盟国における統計関連のリソースが既に成熟していることから、補完性の原則に基づいて、共同体機関が加盟国から提出された基礎データに対して微修正を加えるだけでも、信頼に

43) もっとも、ESA と SNA との差は、原則として部門分類といったプレゼンテーションに関連するものととどまる。

44) EU の法源のうち、規則（regulation）は直接的に加盟国に適用される。これに対して、指令（directive）は加盟国における批准を経て国内法化されない限り、加盟国に対して直接的な効力を有しない。

45) 具体的には、政府財政統計に関する Government Finance Statistics Guide、国際収支統計に関する European Union Balance of Payments / International Investment Position Statistical Methods など。

足る共同体統計を作成することができる。一方、GCCでは、多くの先進国と比べて、統計の品質が見劣りするほか、加盟国統計間の標準化が不十分である結果、同種統計同士の比較可能性が確保されていない。したがって、共同体がより広範かつ実質的に加盟国の統計作成過程に関与する必要がある。

本節では、GCCとEUの共同体としての相違点やEUの経験を踏まえつつ、GCCにおける共同体統計制度の改善策を検討する。すなわち、加盟国レベルと共同体レベルの双方から、統計制度の標準化および統計体制の見直しという2つの方向性を提起するとともに、これらを実現するための具体的方策について一考察を示したい。

1. 加盟国レベルでの対応

GCCでは、加盟国制度の隔たりが大きく、同種統計間の比較可能性が低い結果、各国統計を横並びにして収斂基準の達成状況を評価することは容易ではない。また、加盟国統計を単純に統合しても正確な汎GCCの共同体統計を作成することはできず、複雑な調整を加える必要が生じている。速報性、公表頻度、精度といった加盟国統計の品質を向上するとともに、加盟国統計の比較可能性を確保すべく、域内全体で作成・公表手法の標準化を進めることが求められる。

GCCでは、こうした課題に対して、加盟国当局間のフォーラムを媒介として、解決策を協議してきた。しかし、GCC統計機関高官会議は、あくまで加盟国間の協調関係を土台にしているため、一部の加盟国の意に沿わない対応や重い負担を伴うような決定はなされ難いという限界を有している。以下では、GCCにおける共同体統計制度の向上のために加盟国レベルで実践できる対策として、国際的ガイドラインの更なる活用ならびに全国的な統計専門機関の設立およびこれに対する業務集中について検討する。

(1) 国際的ガイドラインへの一層の準拠

全ての加盟国は、GDDSに参加していることから、統計の作成や公表にあたっては、国際的なガイドラインへの準拠が意識されている。しかしながら、国際的ガイドラインの規定が忠実に採用されている訳ではなく、技術的に対応が困難な部分では、乖離した運用が多くみられる。また、乖離する部分は加盟国によって区々に異なっている。こうした状況を踏まえると、各国が国際的ガイドラインの原理・原則を忠実に取り込むことによって、域内統計の標準化を図る余地はなお大きい。もっとも、国際的ガイドライン自体には加盟国を直接的に拘束するような法的強制力がない。このため、加盟国の自主性に委ねた場合、国際的なガイドラインへの準拠を国内法で義務化しなければ、十分な履行が担保され難いほか、加盟国間で準拠の迅速性や程度に大きな差が生じうる。

早期かつ確実に国際的ガイドラインへの適用を達成するには、SDDSへの参加が有効である。なぜならば、SDDS参加国に対しては、主要統計毎に国際的ガイドラインの遵守が義務付けられるため、国際機関によるモニタリングに加えて、他の参加国からのプレッシャーを通じて、実効性が補強されるからである。また、同様に国際機関の支援機能を一層活用するという観点からは、オマーン以外の加盟国においても、ROSCミッションの受入が検討に値しよう。

(2) 統計専門機関への業務集中

GCC加盟国（特にUAE）では、基礎データを持つ機関が統計の作成・公表まで一貫して行うことが多く、統計毎に所掌機関が分散している。このため、データの統合や調整に時間を要し、適時

での公表が難しくなっている。加えて、各機関で独自の作成手法を用いている結果、統計間の整合性が損なわれており、これがユーザーの混乱を生じさせ、誤った情報を与える惧れを惹起している。とりわけ、異なるベースにおいてエネルギー関連等の同種統計が並存している状況を是正すべく、統計機関間の所掌分担を見直すことが急務である。

具体的な対応としては、基礎データの収集は能力的に比較優位のある行政機関が行う体制を維持しつつ、統計の作成・公表は統計専門機関に一元化することが考えられる。よしんば中央集権的な統計体制が一概に望ましいとはいえない⁴⁶⁾としても、本来、統計業務は統一的な手法に基づき一体性を以って作成・公表されるべき性格を有する。したがって、縦割りの行政機構において、各機関が独自の手法で作成・公表するよりも、総合調整機能を果たせる統計専門機関を創設もしくは強化するとともに、リソースを統計専門機関に集約することは、国内の統計基準の統一化を図る上で効果的な方策となり得る。

2. 共同体レベルでの対応

加盟国間の制度の相違が早期に解消されなければ、共同体統計に対する信頼性や有用性が十分に向上しない結果、対内投資の増加といった共通市場の目標達成が阻害されることにもなりかねない。更に、全ての加盟国のデータが揃うまで汎 GCC の共同体統計を公表できないという技術的な制約もある中で、複数機関が同様の統計を作成することにより、共同体統計の速報性も損なわれている。こうした状況を踏まえて、全ての GCC 加盟国は GDDS に参加し、IMF から様々な統計制度改善にかかる助言を得ており、基本的には国際的に受け入れられる方向性を向いている。もっとも、GCC では既に共通市場が発足し、更に通貨統合が予定されていることに鑑みれば、統計制度改革は緩慢に進捗しているといわざるを得ない。共同体統計の改善には、加盟国の自助努力のみならず、共同体レベルでの対応が不可欠である。

本項では、まず (1) において、統計の作成・公表にかかる共通の法的なルールの有用性を明らかにした上で、その具体的な適用範囲などを考察する。続いて、(2) において、域内統計ルールの策定と履行監視を確実に行うための前提として、共同体レベルの組織・機構の必要性を論じるとともに、当該機関の具体的態勢や機能を検討する。

(1) 域内統計ルールの策定

GCC の加盟国は GDDS が準拠を推奨する各種の国際的なガイドラインへの適合を進めることにより、加盟国相互の矛盾や齟齬を是正してきた。しかし、IMF の指針はあくまで世界共通仕様となっており、GCC の特性を十分に斟酌したものとはなっていない。このため、GDDS もしくはより高次の指針である SDDS の有用性は疑いのないところだとしても、これらに完全に準拠することが GCC にとって最適の解決になるとは限らない。これについては、EU が国際的なガイドラインをカスタマイズして、自らの地域的特性に合った指針として取り込んでいる点が参考になる。GCC も、自らの統計制度の発展度合いや用途のほか、中東湾岸地域における歴史、文化、風土、社会などに関する幅広い特性も踏まえ、ESA のような域内統計指針の策定を検討する必要がある。この際、単に国際標準のうち導入が困難な部分を各国が恣意的に捨象するのではなく、GCC の総意として必要な修正を加えた上、それを域内で統一的かつ強制的に適用することが肝要である。

46) 基礎データの入手可能性などについての優位に応じて、所掌統計を分散するという考え方もある。現に、統計局を有する EU 加盟国においても、金融統計は中央銀行に所掌させるケースが多い。

具体的には、まず殆どの GCC 加盟国において、経済構造が天然資源の輸出収入に依存している状況に鑑み、GDP および国際収支統計において、石油や天然ガスの輸出に関連する内訳項目の作成・公表範囲を拡充することが合理的である。また、GCC では人口に占める外国人労働者の割合が非常に高いことなどを反映して、人口統計の信頼性が低い。こうした事情に鑑み、もっとも確実なデータ収集手段である国勢調査の頻度向上を域内統計指針に盛り込むことも一案である。

こうした指針は、単なる加盟国間の声明などとして纏められるのではなく、拘束性のあるルールとして策定されなければ、実効性を伴わない。GCC では、共通の統計作成手法の導入に向けた議論こそなされているものの、GCC 統計課が策定した「統計概念・用語集」も域内において適用が義務付けられていないなど、具体的な成果には繋がっていない。この点は、加盟国が緩い結び付きを選好してきた帰結といえる。とはいえ、既に通貨同盟合意書が発効し、通貨評議会による通貨統合実現に向けた技術的な準備作業は開始されている。一方、各加盟国が統計にかかる合意内容を批准し、国内法化するには相応の時間を要する。域内法としての共通ルールの策定および実効的な形で適用は待ったなしの要請である。

EU では、共同体としての発足当初から、域内統計ルールの策定と履行監視は共同体レベルの統計専門機関が担ってきた。これは、域内ルールに実効性を持たせるためには、加盟国間の自主的な調整に委ねるのではなく、共同体全体の利益のみを追求する中立の第3者機関が必要との認識があったからである。GCC においても、域内ルールの策定作業に先立って、共同体統計機関を創設することが効果的であったと考える。

(2) 共同体統計機関の創設

GCC では、GCC 統計課が中心となって、共同体レベルから統計制度の見直しにあたっている。しかし、GCC 統計課は母体である GCC 事務局の自治権や政策決定権が著しく制限されている[Rutledge 2009: 61] ため、その活動は限定的かつ補助的なものに過ぎない。EUROSTAT も、共同体レベルの行政機関(欧州委員会)の一部にとどまっている点で GCC 統計課と形式的には似ているものの、活動範囲や影響力の観点から、両者には大きな隔たりがある。

GCC では、共同体レベルでの最高意思決定機関である最高理事会(Supreme Council)の下に、主として加盟国の外務大臣によって構成される大臣理事会(Ministerial Council)があり、事務局は大臣理事会の更に下部組織という位置付けにある。GCC 事務局の機能は、主として上位機関からの指示に基づく調査・研究に限られ、上位機関に対しては原則として報告を行うのみである(GCC 憲章第15条)⁴⁷⁾。そもそも、GCC の最高理事会は国内法に優位する域内法を制定する権限を有しておらず、最高理事会での合意事項(Agreement)は加盟国内で別途批准されなければ、直接的な強制力を生じない。このため、GCC 憲章は、GCC 事務局の活動について、「完全な独立性の下で実施しなければならない」(第16条)と規定しているものの、これを担保するための法的な措置がまだ十分に取られていない状況にある。これは、EU において、欧州委員会から提出された法案を閣僚理事会(法案の性質によっては、欧州議会と共同で採択⁴⁸⁾)が加盟国の国内法に優位する EU 規則として制定しているほか、共同体レベルの統計機関が各種の EU 規則やガイドラインに裏付けられた個別具体的な権限に基づき、加盟国に対して強制力を以って、共同体統計向上のための措置

47) 最高理事会に政策提案を出せるのは大臣理事会に限られる。

48) EU (EC) 発足当初、欧州議会には立法権は付与されておらず、決定権限を有する理事会と協議を行えるに過ぎなかった。その後徐々に EU 機構の民主化が進み、今日では理事会と議会による共同決定事項は多岐に及んでいる。

を履行させているのと対照をなしている。

加盟国統計の標準化を進め、良質な共同体統計を公表するには、当局間の連携・協調を進めることに加えて、加盟国当局に対して統計作成手法などの見直しを求める権限を持った共同体レベルの専門機関を設立することが有効である [al-Mansouri and Dziobek 2006: 22–26]。実際に、EU のみならず、アフリカ・サブサハラ地域経済圏でも、加盟国の統計機関とは別に、AFRISTAT⁴⁹⁾ という共同体レベルの統計専門機関が設立されている。これらの共同体機関は各種統計間の整合性強化やリソース配分の柔軟性向上に寄与してきた。こうした先例に鑑み、IMF は、GCC の統計制度を組織体制的な側面から強化すべく、汎 GCC 統計機関「GULFSTAT」の設立を提案している [De Rato 2005]。重要なのは、十分な予算・人材の確保のほか、共同体機関の権限および業務上の独立性を保障することである。そのためには、法的な整備が不可欠の条件となる。

汎 GCC 統計機関の具体的な態様に関しては、幾つかの選択肢が考えられる。ここでは、① GCC 統計課の機能・陣容・予算などを大幅に強化する案、②設立予定の GCC 中銀に対して共同体統計の作成・公表にかかる権限を付与する案、③独立の統計専門機関として設立する案および④②と③の折衷案、をそれぞれ検討したい。

①は、一見最も受け入れ易い選択肢のように思われる一方、GCC 事務局の権限が現状では小さいことを踏まえると、GCC 事務局内の一機関という位置付けが懸念される。EU のように、加盟国当局間で効果的な協調体制を築くことができていれば、共同体機関の組織や権限は小さくても差支えない、とも考えられよう。しかし、GCC において、そうした環境はまだ整っていないため、共同体機関が加盟国の事務遂行により深く関与する必要がある。GCC 統計課をベースにする限り、この目的に十分なだけの組織・権限の拡大は望み難い。

次に②を念頭に置きながら GCC の現状をみると、全ての加盟国において、中央銀行は何らかの統計実務に関わっている。したがって、GCC 中銀は加盟国中央銀行の収集した基礎データを活用し易い、という強みを持ち得よう。これは、通貨同盟合意書の第 14 条が GCC 中銀の目的と業務の 1 つとして、必要な統計機能の遂行を挙げていること、および通貨評議会の定款 (articles of association) の第 4 条が通貨評議会の機能の 1 つとして、通貨統合に必要な統計の整備を定めていることとも整合的である。もっとも、中央銀行が全ての主要統計に関して、基礎データの収集、集計、公表といった一連の事務に優位性を持つ訳ではない点に留意する必要がある。特にデータ収集に関して、中央銀行は一般に、銀行保有データの収集には相対的な優位性を持つものの、一般事業法人や個人からの情報収集に際しては、統計専門機関に比べて、特段の優位性を持っていない。

③に関しては、必要な能力を持った人材を当該機関に結集できるか否かがポイントになる。GCC 加盟国においては、漸進的ではあるものの、統計専門機関への権限・機能集中が進められようとしている。もっとも、金融・通貨統計など中央銀行に基礎データ取得といった面での優位性が認められる統計もあり、そうした統計の所掌機関の割当には慎重な検討が求められる。

以上を総合すると、①から③のいずれも単体では完全とは言い難く、②および③を総合した④の選択が GCC には最適と考えられる。④は、EU において EUROSTAT と ECB が連携して共同体統計を所掌している構図と同様である。これは、単に EU の体制をそのまま採用するのとは異なり、機能上の実益が認められるため、GCC においても十分に参考になる。もっとも、こうした体制で

49) 1993 年に設立が合意され、1996 年に稼働開始。事務局はマリ共和国の首都バマコに所在。なお、AFRISTAT は、加盟国に対する技術支援の面では EUROSTAT よりも積極的な機能を果たしている。これは、EU のように統計制度が高度化されていない同地域において、限られたリソースを最大限に活用する上で必要なものと考えられる。

は、共同体レベルの統計専門機関と GCC 中銀がそれぞれ加盟国機関と統計ネットワークを構築した上、両ネットワークが相互に連携し、情報共有などの面で効率的な事務遂行を担保することが成否の鍵となる。

翻って、GCC の現状をみると、共同体の発足から 30 年が経過しているにもかかわらず、GCC 統計課を GULFSTAT に改編して、共同体レベルの統計機能を強化する動きは具体化していない模様である。域内統計制度の標準化が進んでいない状況に鑑みると、これは深刻な事態である。おそらく今後の展開としては、域内単一の金融政策の運営に重要な共同体統計の一部（金利統計など）は新設の GCC 中銀に所掌させた上、他の共同体統計の所掌については、引き続き GULFSTAT 設立案も含めて検討がなされていくと推測される。ただし、その場合でも、GCC 中銀と将来的な GULFSTAT との関係を明文化された形で規定することが、共同体統計の基礎データを提供する加盟国当局における報告負担の重複や統計機関のリソース配分の無駄を回避するために欠かせない。

V. むすび

GCC の共同体統計は、他の経済圏や国との対比でみた GCC 金融市場の「顔」として、投資家や公衆に重要な情報を提供するものである [Krueger and Kovarich 2006: 4] ほか、共通市場の適切な運営にも重要な役割を果たす。にもかかわらず、現状では、GCC において良質な統計を公表できる制度が確立されているとはいえない。それでも、加盟国間の産業構造の類似性を背景に、これまでは域内貿易などの経済交流が低調であったことから、加盟国当局は、共同体統計の整備を喫緊の課題として強く認識せずに済んでいた。GCC 加盟国では、原油の輸出収入を裏付けとして、概して自己資金が潤沢である。このため、各種の開発プロジェクトに必要な資金を国際資本市場から調達する必要性が相対的に低いことも、金融・経済統計の品質向上に然程真剣に取り組まずにきた理由の 1 つと考えられる。更に、為替制度に関して、全ての加盟国がドルベッグ制もしくはドルベッグ制に近い通貨バスケット制を採っていることから、GCC では現状でも、統計データを金融・為替政策の運営に活用する余地が小さい、という事情もあろう。

しかしながら、通貨統合が実現した暁には、GCC 中銀が域内単一の金融政策を運営することになるため、政策決定の判断材料となる共同体統計の品質向上は死活的な要請となる。また、共通通貨圏における統計制度は、ただ一国内で整合的であれば良いということではなく、加盟国間での一貫性を保っていなければならない。このため、最適通貨圏の理論に照らして、加盟国経済の収斂状況を横並びで比較できるとともに、GCC 全体を他地域と同じ基準で比較できる統計が極めて重要になる。域内統計制度の品質向上および標準化を実現するためには、各加盟国レベルでの対応に加え、共同体レベルでの対応が欠かせない。なぜなら GCC 加盟国は、IMF の支援機能の活用などを通じて、個別に統計制度改革に努めているものの、現状では、地域全体として十分な成果に繋がっていないからである。

一方、EU の統計制度は先進的であり、地域共同体としてのベストプラクティスとよぶことができる。したがって、GCC が EU から学ぶべき点が多い。統計制度の品質向上を進めつつ、域内統計の標準化を実現するには、EU の先例をみても、統計の作成・公表にかかる統一された法的なルール策定およびこの履行を中立の立場から支援するための超国家的共同体機関の創設が有効である。もっとも、これまで GCC において共同体統計を作成・公表する共同体レベルの機関が発達してこなかったのは、GCC が EU と同様に地域共同体であるとはいっても、EU と比べて緩やかな結束を志向してきたことの結果といえる。また、GCC の統計制度は独自性が高いため、EU の先例を

そのまま適用することが有効とは限らない。

そもそも EU においても、データ提供者の負担と統計品質という困難なトレードオフに対して、最適解を見出すべく、統計制度の見直しが今尚続けられている。加えて、EUROSTAT に対しては、欧州委員会の一総局という位置付けを捉えて、独立の統計機関に比べ、直接の代表者が欧州議会などで証言をする機会が乏しく、アカウンタビリティを十分に果たしていない、といった指摘も存在する [Fellegi and Ryten 2005: 150]。GCC では、後発の利を活かし、EU の経験から学びながらも、より先進的で、かつ GCC に相応しい統計制度を検討することが可能である。

域内統一ルールを策定する際には、国際的に通用しているガイドラインをベースとすることが最も確実かつ容易な対応である。もっとも、国際的ガイドラインは、理想的な世界基準としての性格上、各国の特性にまで配慮した内容にはなっていない。GCC 統計制度の特殊性を考慮すると、ガイドラインの原理・原則は押さえつつ、細部においてはカスタマイズを加えた上で、全ての加盟国が確実に準拠できる独自の統計ルールに見直す必要がある。統計先進地域である EU ですら、国際的ガイドラインに微修正を加えている点は、GCC にとって重要なインプリケーションである。

域内統計体制の検討にあたっては、GCC 地域の特性や現状を十分に踏まえる必要がある。第一に、GCC では行政機関としての GCC 事務局の権限が弱い。特に、全ての加盟国に一律で同一のルールを適用させられないことは、統計制度改革の実効性を担保する上で大きな障害である。したがって、共同体レベルの統計専門機関は GCC 統計課を母体とするのではなく、適切な権限を備えた独立の共同体機関として新設することが求められる。

第二に、各加盟国では中央銀行が相対的に良質な金融統計や国際収支統計を作成している。したがって、共同体レベルの統計専門機関に加えて、GCC 中銀も共同体統計事務に関与することが効率性に適っている。ここでは、2つの共同体統計機関と加盟国統計機関の間の複合的な協働関係を円滑に機能させる仕組みが欠かせない。ESS や ESCB のような統計ネットワークのあり方は GCC にとって大いに参考になろう。

第三に、GCC 加盟国における統計の品質がまだ全般的に低く、相互の標準化も十分に進んでいない。このことを踏まえると、両共同体機関は EUROSTAT や ECB よりも積極的な役割を果たす必要がある。すなわち、加盟国に対して、統計作成手法の改善を個別具体的に指示するとともに、対応状況を監視し、必要な是正措置を発動できるような権限を具備することが望ましい。

GCC におけるこれまでの対応を振り返った場合、早い段階で、域内共通の統計法を制定するとともに、GCC 統計課の機能を大幅に強化するような組織改編を行うことが合理的であった。体制面およびルール面の不備が通貨統合実現の阻害要因となる、もしくは統合の効果を減殺することにならぬよう、加盟国・共同体それぞれのレベルにおいて、更なる努力が求められる。特に統計体制の見直しに関しては、統計ネットワーク内で機密性を含むデータが安全に送信される必要があり、大規模な通信システムの開発作業も発生する。こうした開発は長期間に及ぶため、可及的速やかに要件定義を開始するべきである。

今後の展開としては、中東から唯一の G20 参加国として、サウディアラビアが域内で主導的な役割を果たすことが予想される。足許では、政治改革要求デモや宗派間対立により国内情勢が不安定化しているほか、資源価格が高水準で推移していることもあって、経済的連帯強化に対するモメンタムが低下している。しかしながら、地域統合の本来の意義は、むしろ長い期間でみた経済的・政治的利益にある。全ての GCC 加盟国が、共同体としての共存・共栄という GCC の根源的理念に立ち返り、建設的な取組みに邁進していくことを期待する。

GCCにおける統計制度改革の動きは、アジアに対するインプリケーションも有している。アジア地域では、ASEANやASEANプラス3(日中韓)などのレベルでアジア共通通貨に関する議論が進行している。こうした中で、ASEANもEUに倣って、統計事務にかかる行動計画や加盟国統計機関同士の協調についての枠組みを整備しつつある。とはいえ、現時点ではASEANも十分な共同体統計を公表できてはいない。こうした意味で、GCCの取り組みは、アジアの共同体における統計制度の将来像を描く上で、重要な参考事例となろう。

参考文献

- アイケングリーン, ベリー 1997『21世紀の国際通貨制度——二つの選択』(藤井良広訳) 岩波書店.
井筒俊彦 1991『イスラーム文化』 岩波書店.
金子寿太郎 2009a「中東産油諸国による通貨統合計画の現状と展望(上)」『金融財政』9987, pp. 2-7.
—— 2009b「GCC通貨統合に影を落とすサウジ対UAEの軋轢」『週刊エコノミスト』4043, pp. 42-43.
—— 2009c「GCC通貨統合の課題——単一金融政策に不可欠な共同体統計制度改革」『金融財政ビジネス』10040, pp. 11-17.
—— 2011a「EUの国際収支統計制度」『統計』62(9), pp. 44-50.
—— 2011b「GCC通貨統合計画の現状——動き出した通貨評議会」『金融財政ビジネス』10159, pp. 4-9.
小山茂樹 1994『サウジアラビア——岐路に立つイスラームの盟主』 中央公論社.
島村史郎 2006『統計制度論——日本の統計制度と主要国の統計制度』 日本統計協会.
ド・グロープ, ポール 1995『通貨統合の経済学』(キム・ジュンホ訳) 文眞堂.
日本銀行 2008「湾岸協力会議(GCC)諸国の通貨統合に向けた取り組み状況」国際金融情報センター委託調査.
保坂修司 2005『サウジアラビア——変わりゆく石油王国』(岩波新書964) 岩波書店.
細井長 2001a「湾岸協力会議(GCC)の形成と発展」『立命館経営学』40(3), pp. 191-215.
—— 2001b「GCCにおける地域経済統合の成果とその評価」『立命館経営学』40(4), pp. 137-158.
村瀬哲司 2009「ユーロ10年の評価と課題」『国際問題』582, pp. 29-41.
山下英次 2002『ヨーロッパ通貨統合——その成り立ちとアジアへのレッスン』 勁草書房.
山本武信 2000『ユーロ誕生への道』 共同通信社.
al-Mansouri, Abdulrahman K.L. and Claudia Dziobek. 2006a. "A Case for Creating 'Gulfstat': A Regional Statistical System," *IMF Survey* 5(13).
——. 2006b. "Providing Official Statistics for the Common Market and Monetary Union in the Gulf Cooperation Council (GCC) Countries: A Case for 'Gulfstat'," *IMF Working Paper* 38.
Buiter, Willem H. 2008. "Economic, political, and institutional prerequisites for monetary union among the members of the Gulf Cooperation Council," *LSE Research Online*.
Bull, Peter. 2004. *The Development of Statistics for Economic and Monetary Union*. European Central Bank.
Cohen, Benjamin J. 2004. *The Future of Money*. Princeton: Princeton University Press.
Commission of the European Communities. 2005. "Communication from the Commission to the European Parliament and to the Council on the Independence, Integrity and Accountability of the National and Community Statistical Authorities."

- . 2007. “Governance Statement of the European Commission.”
- de Rato, R. 2005. “Speech at the Meeting of Ministers of Finance and Governors of the Cooperation Council of the Arab States of the Gulf,” Jeddah, Saudi Arabia, October 18. 2005.
- Dubai International Financial Centre. 2008. “An Assessment of the Progress toward GCC Monetary Union,” *Economic Note* 1.
- European Central Bank. 2008. “ECB Statistics Quality Framework (SQF).”
- . 2010a. *ECB Monthly Bulletin: Euro Area Statistics: Methodological Notes*.
- . 2010b. *ECB Statistics: An Overview*.
- . 2010c. *European Statistics Provided by the ESCB: The Governance Structure*.
- . 2010d. *Press Release: Eurosystem and GCC Central Banks and Monetary Agencies Hold Second High-Level Seminar*.
- European Central Bank and EUROSTAT. 2003. “Memorandum of Understanding on Economic and Financial Statistics between the Directorate General Statistics of the European Central Bank (DG Statistics) and the Statistical Office of the European Communities (Eurostat).”
- EUROSTAT. 2003. *Memoirs of Eurostat*.
- . 2005. *European Statistics Code of Practice*.
- . 2008. *Manual on Sources and Methods for the Compilation of ESA95 Financial Accounts: 2nd edition*.
- . 2010. *Legal Framework for European Statistics: The Statistical Law*.
- Fasano-Filho, Ugo and his staff team. 2003. “Monetary Union among Member Countries of the Gulf Cooperation Council,” *IMF Occasional Paper* 223.
- Fellegi, Ivan, and Jacob Ryten. 2005. “The Effectiveness of a Supranational Statistical Office: Pluses, Minuses, and Challenges Viewed from the Outside,” *Journal of Official Statistics* 21(2), pp. 145–169.
- International Monetary Fund. 2000. *Monetary and Financial Statistics Manual 2000*.
- . 2001. *Government Finance Statistics Manual 2001*.
- . 2007. *The Special Data Dissemination Standard: Guide for Subscribers and Users*.
- . 2009. “GDDS, Index of Tables by Country, Summary Table I, Plans for Improvement,” <http://dsbb.imf.org/Applications/web/gdds/gddscountrylist/> (2011年11月20日閲覧)。
- . 2010. “The Role of the IMF Technical Assistance in Promoting Statistical Development in the GCC,” prepared by Mohammed El Qorchi for al-Khawarezmi Committee First Conference in Doha, Qatar on December 6–8, 2010.
- Khawaja, Sarmad and Thomas Morrison. 2002. “Statistical Legislation: Toward a More General Framework,” *IMF Working Paper* 02/179.
- Krueger, Russell and Ettore Kovarich. 2006. “Some Principles for Development of Statistics for a Gulf Cooperation Council Currency Union,” *IMF Working Paper* 06/141.
- Nechi, Salem. 2010. “Assessing Economic and Financial Cooperation and Integration Among the GCC countries,” *Journal of Business & Policy Research* 5(1). July 2010 26 March, pp. 158–178.
- Rutledge, Emilie J. 2009. *Monetary Union in the Gulf: Prospects for a Single Currency in the Arabian Peninsula*. London: Routledge.
- Secretariat General, the Cooperation Council for the Arab States of Gulf. 2009a. “Agreement: Establishing

the Monetary Union of the Cooperation Council for the Arab States of the Gulf (GCC Monetary Union Agreement).”

———. 2009b. *The GCC: Process and Achievement*.

———. 2010. *Statistical Bulletin*.

Sturm, Michael and Nicolaus Siegfried. 2005. “Regional Monetary Integration in the Member States of the Gulf Cooperation Council,” *ECB Occasional Paper Series* 31.